

## 三重とこわか国体亀山市医療救護要項（案）

### 1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における医療救護対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

### 3 実施項目

医療救護対策は、次の事項を実施する。

#### （1）救護所の設置

##### ア 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

##### イ 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

##### ウ その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療機器（AEDを含む）等を配置する。

医薬品は、ドーピング禁止物質を含有しないものを配備する。

#### （2）救護所における医療救護

救護所は、患者に対する応急処置および簡易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

#### （3）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。医薬品はドーピング禁止物質を含有しないものを配備する。

#### （4）宿舎における医療救護

大会に参加する選手、監督、役員等が宿舎において発病・負傷した場合は、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を実行委員会へ連絡する。

#### （5）救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して決める。

#### （6）医療費の負担

救護所での診療費用および救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て

受診者が負担するものとする。

#### 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策について、この要項を準用する。